

VTuber「奈々鹿」利用の手引き

奈良県広報担当VTuber「奈々鹿」のイラストなどを利用する場合、**相談・申請する前に必ずお読みください。**

奈良県のPR、奈良県産品の販路拡大、奈良県の産業振興等に寄与することを目的に利用できます。

※「利用の手引き」は随時改正されるので、必ず**最新版をご利用ください。**

奈良県広報広聴課

奈々鹿
nanaka
ナナカ



奈良県広報担当VTuber

目 次

項 目	ページ
1. はじめに	3
2. プロフィール	4
3. 申請手続きについて	
(1) 申請の流れ	5
(2) 申請に必要なもの	6
(3) 申請書の提出先	6
(4) 利用期間等	7
(5) 承認できない場合とは	8
(6) 変更申請	9
(7) 留意事項	10
4. イラストの利用について	
(1) イラストの使用方法（色、形状、配色など）	11
(2) イラストの使用方法（トリミング）	12
(3) 製品・商品への利用についての注意点	13
(4) 使用できるイラスト	15

1. はじめに

奈良県では、10代～30代に人気があるバーチャルユーチューバー（VTuber）を県政広報に取り入れることで、若年層への訴求力と県政への認知・理解の向上を図るため、「奈良県広報担当」として活躍するVTuberを令和5年度に制作し、令和6年3月13日付けで奈良県広報担当VTuber「奈々鹿」としてデビューしました。

奈良県広報担当VTuber「奈々鹿」のイラストの利用については、著作権法で定める著作権の制限に該当する場合※を除き、必ず、利用申請が必要です。

※著作権法で定める著作権の制限に該当する場合とは、次のとおり。

- ・ 個人で利用する場合
- ・ 報道目的で利用する場合
- ・ 学校の授業の過程で利用する場合 など

本利用ガイドは、奈良県広報担当VTuber「奈々鹿」のイラストをご利用いただくにあたって、その利用方法や利用申請の手続きなどをまとめたものです。
ご利用にあたっては、本書と併せて奈良県広報担当VTuber「奈々鹿」利用取扱規程および奈良県広報担当VTuber「奈々鹿」キャラクターガイドラインをご参照ください。

2. プロフィール



- 名前：奈々鹿（ななか）
- 年齢：秘密
- 誕生日：2月14日（奈良公園と同じ！）
- 身長：157.5cm
- 趣味：百人一首、世界遺産めぐり
- 特技：奈良のあるあるを聞いたり言ったり

奈良県広報広聴課の職員で、広報担当VTuberとして活動中！

感情を顔や態度に出すことはあまりないが、興奮すると早口で饒舌になる。

周りから「オンオフのスイッチが勝手に切り替わるおもしろい人柄」と噂されている。

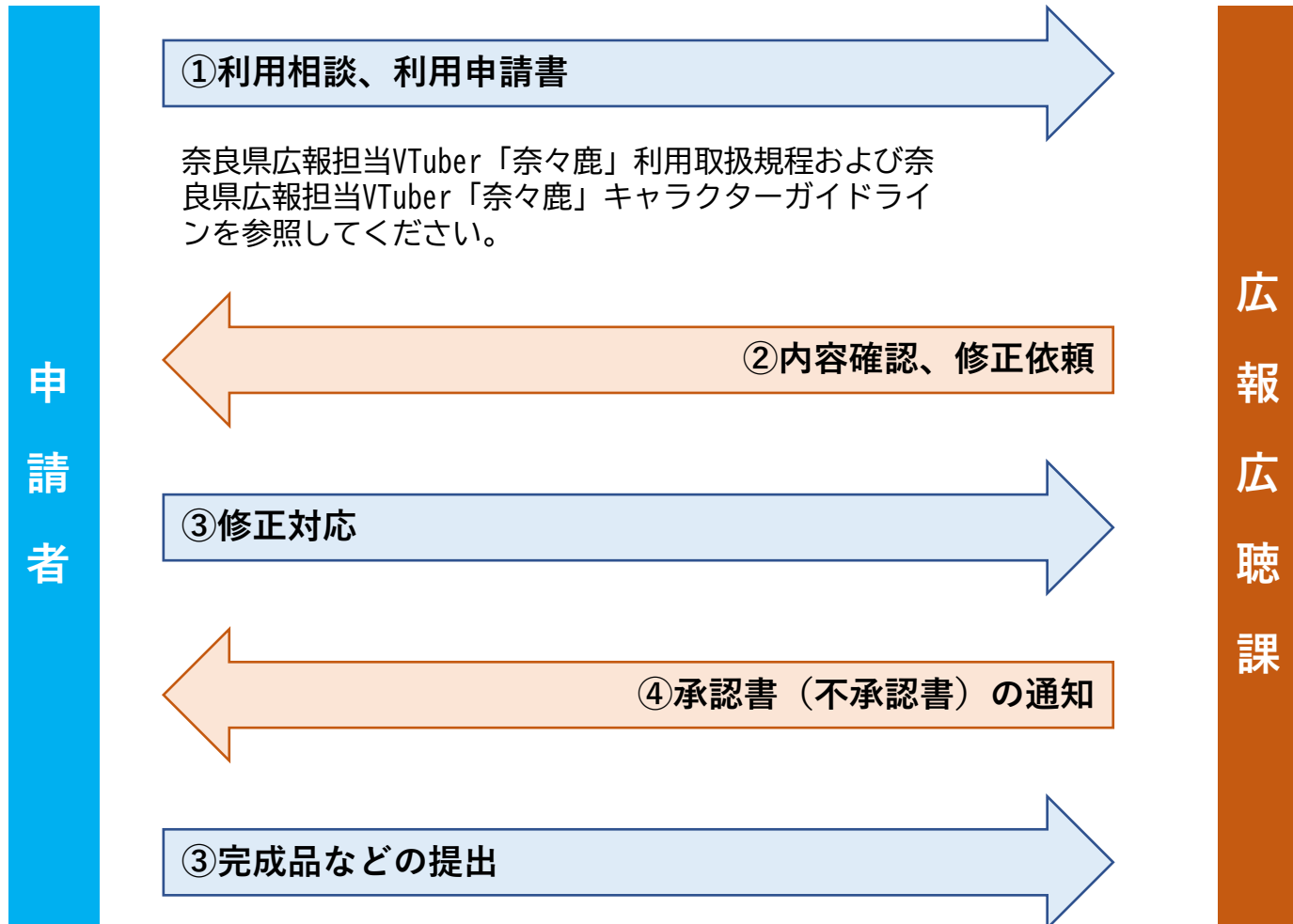
ちなみに服装はコスプレではなく、奈々鹿にとってはごくごく普通。

グルメ・カメラ・音楽・漫画が大好き。

3. 申請手続き

(1) 申請手続きの流れ

審査（申請～承認）は、概ね2週間程度の期間がかかります。（相談は審査期間に含みません。）
※修正等が必要な場合は、2週間以上かかることがあるので、余裕をもって申請してください。



1. 申請手続き

(2) 申請に必要なもの

奈良県広報担当VTuber「奈々鹿」利用取扱規程第2条に基づき、以下の書類を提出してください。

- ①奈良県広報担当VTuber「奈々鹿」利用申請書（様式第1号）
- ②企業、団体等の概要が分かるもの（パンフレットなど）
- ③利用する物件の内容が分かるもの（企画書、デザイン案など）
- ④その他参考になるもの

ただし、以下の場合には申請は不要です。

- ①新聞、テレビ、雑誌等報道機関が報道目的（放送・記事）で利用する場合
- ②個人で楽しむために利用する場合

(3) 申請書の提出先

申請書および必要書類は、申請入力フォーム、若しくは下記まで郵送または持参ください。

〒630-8501
奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県広報広聴課デジタル広報係 あて

※VTuber「奈々鹿」に関する利用取扱規程、キャラクターガイドライン、申請様式などは、VTuber「奈々鹿」のホームページからダウンロードできます。また、申請入力フォームも下記URLに掲載しています。

URL: <https://www.pref.nara.lg.jp/n002/67187.html>

1. 申請手続き

(4) 利用期間等

○利用期間 利用期間は、最長で3年間です。
利用期間満了後、引き続き利用する場合は、改めて申請を行い、承認を受けてください。

○利用料金 当分の間、無料です。

○完 成 品 商品など利用物件が完成したら、完成品の見本（場合により写真）を提出してください。

○奈々鹿の表記

原則として、奈々鹿に近接して「奈良県広報担当VTuber「奈々鹿」」又は「奈々鹿（奈良県広報担当VTuber）」と表記すること。「奈々鹿」の部分にロゴを用いることも可とする。

(例)



奈良県広報担当VTuber「奈々鹿」



奈々鹿（奈良県広報担当VTuber）



奈良県広報担当VTuber



1. 申請手続き

(5) 承認できない場合とは

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 奈良県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教を支援し、または支援しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (4) 特定の個人又は団体を後援しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (5) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (6) 奈々鹿の品位・信用、イメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (7) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるものと認められる場合
- (8) その他、県が奈々鹿の利用が不適切であると認める場合

1. 申請手続き

(6) 変更申請について

利用承認を受けた後、申請時の内容と異なる事態が生じた場合、変更申請が必要です。
変更申請書（様式第4号）を提出してください。

【変更申請が必要な場合】

- ・法人の代表者や所在地が変更になった。
- ・製品名や商品名を変えたい
- ・デザインを変更したい。（軽微なものに限る）
- ・カラーバリエーションを追加したい。
- ・利用期間を変更したい。（申請時に設定可能な3年の範囲内）

1. 申請手続き

(7) 留意事項

- 承認された用途のみに利用し、他の用途には利用しないでください。利用承認は、イラストを使用した物件に対して行います。申請した物件以外にご利用になる場合には、別途利用申請（物件によっては変更申請）をしてください。
- 別に定める奈良県広報担当VTuber「奈々鹿」キャラクターガイドラインに基づいて正しく利用してください。
- 奈々鹿の利用承認物件は、県が食品、製造原料及びいかなる商品の安全性や製品の質などを保証するものではないことを承知し、奈々鹿の利用承認物件に関し、苦情が生じた場合は、利用者の責務において必要な措置を講じてください。
- 県は、奈々鹿の利用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負いません。
- 県は、利用者に対して奈々鹿の利用に関する事項について、資料の提出または報告を求めることがあります。

2. イラストの利用について

(1) イラストの使用方法（色、形状、配色など）

VTuber「奈々鹿」のイラストやロゴなどの使用方法是、奈良県広報担当VTuber「奈々鹿」キャラクターガイドラインに記載していますので、申請の際は必ずご確認ください。

URL：<https://www.pref.nara.lg.jp/n002/67187.html>

(NG例)



※回転、モノクロ変換については、原則禁止ですが、媒体の特性上使用を認めることがあります。

※低解像度の使用、判別できない縮尺での使用はできません。

2. イラストの利用について

(2) イラストの使用方法 (トリミング)

トリミング基準



トリミング基準の①～⑤の赤の網掛け部分でのトリミングは行わないでください。

(NG例)



2. イラストの利用について

(3) 製品・商品への利用についての注意点

① 奈々鹿と商品名を直接結びつけた商品名をつけることはできません。

× 奈々鹿せんべい → ○ 奈々鹿のせんべい
× 奈々鹿Tシャツ → ○ Tシャツ (奈々鹿柄)
× 奈々鹿ストラップ → ○ ストラップ (奈々鹿バージョン)

② 店舗名や会社名など商号への利用はできません。

× 「奈々鹿ラーメン店」
× 「レストラン 奈々鹿」

③ 奈々鹿の品位・信用、イメージを損なう使用はできません。

× 飲酒、喫煙、乱暴な表現、怒りの表現

④ 特定の商品や会社などを推奨・応援などをしているような誤解を与える表現はできません。

× 「奈々鹿も大好きな○○○」
× 「奈々鹿お勧め○○社の△△△」

⑤ 他のキャラクターと親交があるような表現はしないでください。

× 手を繋ぐ、握手するなど

2. イラストの利用について

(3) 製品・商品への利用についての注意点

- ⑥ 他の地域のPRを目的とした利用はしないでください。
奈々鹿は奈良県の広報担当VTuberです。奈良県以外の地域をPRするものに利用できません。
- ⑦ 奈々鹿のイラストを左右反転、重ねる、他のイラストをかぶせるなどして使用することはできません。
- ⑧ 奈々鹿に特定情報を持たせることはできません。

- × 社名、ロゴ、特定の製品・商品
- 一般的なものを持たせることは可能

【特定情報とは】

- ア 特定商品名
- イ 商品画像（商品が特定できない一般的なものは可）
- ウ 価格情報／商品情報
- エ 企業名／企業ロゴ／企業キャラクター
- オ おすすめ表現（「おすすめします」、「お気に入りだよ」など）



左右反転



重ねる



特定の製品や商品



一般的な画像

2. イラストの利用について

(4) 使用できるイラスト

VTuber「奈々鹿」の使用できるイラストは、以下のホームページに掲載しているイラストのみ使用可能です。URL:<https://www.pref.nara.lg.jp/n002/67187.html>

(例)

